

# 新情勢下の知的財産権侵害と模倣・粗悪品製造販売の取締業務強化に関する 国務院の意見

国発〔2017〕14号

各省・自治区・直轄市の人民政府、国務院の各部委・各直属機構へ

知的財産権侵害と模倣・粗悪品製造販売（以下「権利侵害と模倣」という）取締業務を更に強化し、国家知的財産戦略の着実な実施を保障し、公平競争の市場秩序を維持し、法治化、国際化、利便化の経営環境を改善するため、以下の意見を提出する。

## 一、全体的要求

（一）指導的思想。全面的に中国共産党第十八回全国代表大会と十八期三中、四中、五中、六中総会精神を徹底し、着実に習近平総書記の一連の重要な発言の精神、国政運営の新理念・新思想・新戦略を徹底し、着実に党中央・国務院の施策・手配を実行し、「五位一体」の全体的配置を統合・推進し、「四つの全面」の戦略的配置を協調・推進し、革新、協調、グリーン、開放、共有の発展理念をしっかりと樹立・徹底し、社会主義核心価値観を力強く発揚・実践し、市場監督管理体系と監督管理能力の近代化に力を入れ、関連法規と基準を改訂・改善し、監督管理の制度とメカニズムの改革・革新を行い、情報技術等の新技術・新手段の運用を強化し、事中事後監督管理を強化し、全面的に権利侵害と模倣取締業務レベルを向上させ、知的財産強国の建設を加速し、全面的な小康社会（ややゆとりを実感できる社会）の建設という努力目標を実現するために力強い支持を与える。

（二）基本的原則。

法により治理する。権利侵害と模倣取締の法規制度の制定を強化し、嚴重に公正・高度な法執行を規範化し、公正司法と全民守法を推進し、権利侵害と模倣取締業務が始終して法治軌道に沿って進むように保障する。

取締と建設を結び付ける監督管理方式と手段の革新を行い、人民大衆の生命と財産安全に影響を与える目立つ問題を対象に集中的に取り締まり、断固として権利侵害と模倣の多発傾向を抑制する。メカニズム建設を強化し、総合的治理能力を向上させ、全力で権利侵害と模倣を生み出す土壌を取り除く。

統合協力を進める。権利侵害と模倣取締業務の統合協調を強化し、部門間と地域間の協力を密接にし、地域内と個別段階への監督管理から、地域と部門を跨ぎながら産業チェーン全体への監督管理に転換する。

社会共治を進める。業界組織の業界自律と協調管理の役割を果たさせ、メディアと公衆が監督に参加するように推奨し、十分に各界の積極性を引き出し、政府、企業、社会組織と公衆が共同参加する局面を形成する。

（三）業務目標。2020年までに、権利侵害と模倣の多発傾向が効果的に抑制され、市場監督管理体系と監督管理能力の近代化レベルが明らかに向上し、法規体系が更に健全化し、業務メカニズムが更に改善され、経営環境が更に規範化され、行政法執行、

刑事法執行、司法審判、早期の権利保護、仲裁調停、業界自律、社会監督が協調して展開する権利侵害と模倣取締業務の体系は基本的に形成されている。

## 二、部門・地域を跨ぐ総合的治理を推進する

(四) 重点分野での集中的取締を強化する。特別取締と日常監督管理を結び付けるようにし、生命健康、財産安全と環境保護関連の商品及び知的財産権分野の目立つ問題を重点とし、定期的に特別取締活動を行い、嚴重に権利侵害と模倣違法犯罪行為を取り締まる。抜取検査を重点とする日常監督検査の制度を改善し、インターネット、農村市場及び都市と農村の隣接地域等での権利侵害と模倣多発分野と地域への監督管理を強化し、オンラインとオフラインの治理を結び付けるようにし、違法犯罪活動の組織者、計画者、実施者を徹底して取り締まり、生産拠点を一掃し、販売ネットワークを取り除き、法により無資格生産経営の「ブラック工場」と「ブラック巢窟」を取り締まり、公平競争の市場秩序を維持する。

(五) 部門間の法執行協力を強化する。法執行監督管理部門と業界主管部門等は十分にそれぞれの強みを活かし、権利侵害と模倣取締の法執行協力を強化し、法執行監督管理と業界管理等の情報共有を促進し、法執行検査、検証検査、鑑定認定等において支持し合わなければならない。法執行監督管理部門は違法行為がその他部門職責に関わることを発見した場合、関連部門に措置を採るよう速やかに通知し、重大案件の手がかりに対して、必要に応じて案件の内容を共同研究し、法執行の連携を行わなければならない。基層の総合的法執行部門への指導を強化し、監督管理職責を整理し、権力リストを明確にし、監督管理の抜け穴を塞ぎ、総合的法執行機構の権威、高効率、運行と協調を確保し、法執行効果を向上させる。

(六) 地域間の法執行の協調連動を推進する。権利侵害と模倣行為の地域を跨ぐことやチェーン化の特徴に対して、地域間法執行協力を強化し、地域を跨ぐ合同会議、手がかり通報、証拠引渡、案件協力調査、案件の共同調査処分及び検証鑑定結果相互承認等の制度の構築を模索し、手がかり発見、根源追跡、所在地調査処分のメカニズムを改善し、法執行プロセスと基準の統一化を推進し、隣接地域の基層での法執行協力を強化し、監督管理の空白地域を無くし、権利侵害と模倣商品の生産、流通、販売の産業チェーン全体に対して取締を行う。国家地域発展戦略の実施と結び付けて、北京・天津・河北、長江経済ベルト、汎珠江デルタ地帯等にて着実に権利侵害と模倣取締の地域協力を推進し、経験を総括し、適時に全国に普及させる。

(七) 行政法執行と刑事司法の結び付けメカニズムを健全化する。行政法執行部門と司法機構の情報共有、案件内容通報、案件移送制度を構築・健全化し、案件移送の基準とプロセスを改善し、断固として案件の不移送、案件の移送難、行政罰を以って刑事罰に代替させる行為を克服する。行政法執行部門と司法機構間の関連案件の問い合わせ、検査と処分の監督等の業務メカニズムを改善し、行政法執行証拠の定着と引渡を規範化し、行政法執行と刑事司法のシームレスな結び付けを実現する。犯罪嫌疑案件移送中の案件関連物品の処置制度を改善し、案件関連物品保管の「公共物倉庫」

と有毒有害物品の統一廃棄処理制度を模索・構築する。中央、省、市、県という四級連携の行政法執行と刑事司法の結び付け情報共有システムを構築し、行政法執行と刑事司法とを結びつける業務の効率と規範化レベルを向上させる。

### 三、市場監督管理と早期警報防備能力を向上させる

(八) 法執行監督管理の情報化建設を強化する。法執行監督管理においてビッグデータ、クラウド・コンピューティング、モノのインターネット、モバイルインターネット等の新技術の研究開発と運用を強化し、違法犯罪情報源の発見、収集、識別、発掘、早期警報を強化し、事前防備と精確な取締を徹底する。それぞれ部門間の法執行監督管理プラットフォームの開放性と共有を大いに推進し、「情報の孤島」という局面を打破し、関連データ情報の統合、分析と検討評価を強化し、法執行監督管理の相乗効果を図る。電子商取引プラットフォーム企業が法執行監督管理部門に法執行と案件調査処分に関連データ情報を提供する制度を構築し、政府・企業間の協力を強化し、データ情報資源を活用し、法執行業務に支持を与える。

(九) 信用体系建設の推進を加速する。全面的に社会信用コード制度を実施・統一し、全国信用情報共有プラットフォームを改善し、全ての信用主体、全ての信用情報分類、全国の全ての地域の一体化信用情報体系を構築・普及し、部門を跨ぐ信用情報交換共有を推進する。信用情報の募集、保存と応用を強化し、信用厳守の連携激励と信用失墜の連携懲戒メカニズムを健全化し、信用失墜コストを高める。更に行政処罰案件情報公開と応用を推進し、情報公開の内部審査、書類管理、抜取検査と考査評定等の制度を健全化する。生産経営主体誠実信用書類と「ブラックリスト」制度を構築・改善し、関連情報を全国信用情報共有プラットフォームと企業信用情報公示システムに取り入れ、市場主体信用分類監督管理を実施する。積極的に企業信用情報公示システムの情報化プロジェクトを推進し、統一集計、法による公示、連携懲戒、社会監督を実現する。法により信用サービス市場を規範化し、社会信用サービス機構を育成・支援し、第三者が信用情報を利用して社会公衆に付加価値サービスを提供するように推奨する。

### 四、法規と司法保護体系の改善を推進する

(十) 法規と基準の制定・改訂を加速する。著作権法、専利法、反不正競争法及び電子商取引、営業秘密保護等の法律法規の制定・改訂を推進し、知的財産税関保護条例、植物新品種保護条例を研究・改定し、法律法規の適用性と統一性を向上させる。刑法或いは関連司法が関連知的財産権犯罪を解釈する条項の改訂・改善を推進し、処罰に更なる力を入れ、罪状確定と刑の量定基準を改善し、刑法とその他法律間の効果的な結び付けを強化する。知的財産権濫用を防止するための独占禁止法執行ガイドラインを制定する。電子商取引製品監督・抜取検査の管理方法を改善し、電子商取引分野での関連基準を制定する。法執行業務のプロセス規範を改善し、行政裁量基準を詳細化・数値化し、裁量範囲、種類と幅を規範化し、厳重に裁量権の行使を制限・規範

化する。

(十一) 十分に司法保護の役割を果たす。法院と検察院が法により独立して公正に職権を行使するように支持し、権威・高効率の知的財産権司法保護体系を構築する。刑事司法保護を強化し、嚴重に権利侵害と模倣犯罪を取り締まり、刑罰の抑止力を強化する。民事司法保護を強化し、技術専門家相談のメカニズムを改善し、法により権利者の挙証負担を低減させ、効果的に懲罰的賠償制度を実行し、知的財産権侵害の違法コストを高める。民事、刑事、行政案件審判「三位一体」改革を推進し、知的財産権審判体系を改善し、審判効率と専門化レベルを向上させる。知的財産権紛争に対する人民調停協議の司法確認制度を研究・構築する。

## 五、複数関係者参与の共同治理仕組みを構築する

(十二) 社会組織の自治機能を強化する。社会組織が政府による権利侵害と模倣取締方針の研究、企業と公衆の合法的権益の維持、権利侵害と模倣違法犯罪の予防に参与する業務メカニズムを構築し、社会組織が知的財産権紛争を調停・処理する制度を模索・構築する。業界協会・商会類組織が業界自律と専門化サービス機能を強化するように支持し、そのメンバー向けの行為引率、規則約束、権益維持といった役割を果たし、業界データ統計を強化し、業界自律を促進し、自主的権利保護を推進し、業界の健全な発展を導く。知的財産権サービス業を育成・支援し、知的財産権情報コンサルティング、研修、法律事務代行等の新業態の発展を支持する。

(十三) 企業の主体的責任を明確にする。生産経営企業が製品品質管理と知的財産権管理を強化し、自主的に法律を守り誠実信用厳守の経営を行うように指導し、権利者である企業が案件関連物品鑑定に参与する制度を構築・改善する。電子商取引プラットフォーム企業がオンライン経営者向けの資格審査を強化するように督促し、インターネット取引、広告プロモーション等の業務とオンライン経営者の信用格付けの内部監督管理理度を構築・健全化する。防止と指導の結合、取締と扶助の両立を徹底し、供給側の構造的改革を結合・推進し、「インターネット+」を発展させ、企業が電子商取引を利用してマーケティングのルートを開拓し、自主ブランドを育成するように引率・協力する。着実に高品質製品生産企業の品質承諾活動を実行し、企業が国家標準と業界標準よりも厳格な企業製品品質標準を採ることを承諾するように推奨する。企業の承諾履行状況に対して「ダブルランダム」法執行検査を行い、インターネットを通じて社会に承諾厳守企業、製品及び検査情報を公開し、「品質重視、承諾厳守」の企業を育成し、「中国製」製品の技術向上及び構造転換と高度化を促進する。

(十四) 世論監督と宣伝教育を強化する。マスコミの前向きな引率と世論監督の役割を果たし、積極的に従来型メディアと新型メディアを活かして方針措置を解説し、先進モデルを宣伝し、悪い手本事例を暴露する。宣伝教育活動を開催し、知的財産権と偽物識別知識を普及し、企業と公衆が権利侵害と模倣違法行為を通報するように推奨し、権利侵害と模倣を制止する良好な社会雰囲気醸成を醸成する。知的財産権人材育成メカニズムの革新を行い、知的財産権保護等の内容を小中高等学校の関連科目と大学

の就職起業指導科目に取り入れ、創造と革新を尊重する意識を培う。

## 六、国際交流協力レベルを向上させる

(十五) 知的財産国際戦略を改善する。国際知的財産権制度の変遷傾向を把握し、我が国の国情を踏まえて知的財産権保護制度を改善し、知的財産権保護の国際化レベルを向上させる。経済貿易関連の多国間・二国間の知的財産権交渉と協議を深化させ、部門間の情報疎通と協調協力を強化する。伝統的知識、遺伝資源、民間芸術等の分野における知的財産権保護を強化する。関連法律法規により、我が国の対外貿易と関連する知的財産権保護制度を研究・構築し、輸出入段階における知的財産権侵害、対外貿易秩序妨害等の違法行為を予防・摘発し、積極的に知的財産権の海外権利保護を推進する。

(十六) 国際交流協力を深化・開拓する。中米、中欧、中日等の知的財産権ワーキンググループの対話メカニズムを強化し、適切に各関係者の喫緊な問題を処理する。自由貿易区戦略の実施を加速し、経済貿易分野の知的財産権協力を協調・推進し、企業の「海外進出」のために、より公平な知的財産権保護環境を作る。「一帯一路」の沿線国家や地域との知的財産権保護をめぐる交流協力を強化し、貿易と投資環境を最適化する。発展途上国との権利侵害と模倣取締協力分野を開拓・支援し、海外駐在商業機構と中国資本商会の役割を果たし、対外援助と研修等の方式を通じ、被援助側の権利侵害と模倣取締業務能力の向上を支持する。公安、税関、品質検査等の部門の法執行・案件調査処分における国際交流・協力を強化・拡大し、国境横断的な権利侵害と模倣品の製造販売行為を共同で取り締まる。

## 七、組織指導を強化する

(十七) 統合協調業務を強化する。全国知的財産権侵害と模倣・粗悪品製造販売取締業務指導者グループは、組織指導を強化し、確実に政策制定、法執行協調、宣伝教育、渉外交流等の業務を徹底し、各メンバー企業が更に効果的な治理モードを形成するように統合・協調しなければならない。積極的に國務院の知的財産権戦略実施業務部局間合同会議制度の役割を果たし、メカニズム間の疎通協調を強化し、各関係者の積極性を引き出し、業務の相乗効果を図らなければならない。

(十八) 地方政府の責任を明確にする。地方の各級人民政府は権利侵害と模倣取締領域責任を明確にし、権利侵害と模倣取締業務の統合協調メカニズムを健全化し、人員と業務経費を明確にし、権利侵害と模倣取締業務を効果的に推進しなければならない。権利侵害と模倣取締業務を地方政府の業績評定体系に取り入れ、科学的に評定指標を設定し、評定評価メカニズムを改善し、定期的に評価を行い、各任務の実行を確保しなければならない。

(十九) 法執行能力の向上を強化する。厳重に行政法執行人員の資格管理と資格認定就業制度を実行し、法によりそれぞれ職位の法執行人員の法執行責任を明確にし、全面的に法執行責任制を実行し、激励と拘束制度を改善する。基層の法執行の力を調

整・拡充し、業務研修を強化し、案件調査処分の技能と法律厳守の行政レベルを向上させる。権利侵害と模倣取締法執行の経費と案件関連物品環境の無害化処理経費の財政的保障を強化し、法執行装備と検証検査技術条件を改善し、法執行監督管理能力を向上させる。

国务院

2017年3月9日

(本文書を公開発布する)

出所：

2017年3月22日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content\\_5179592.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content_5179592.htm)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。